

大館市介護職員初任者研修受講者支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護職に従事する人材の確保と定着を図るため、介護職員初任者研修を修了した者、介護職員等に介護職員初任者研修を受講させ、当該研修の受講に係る費用を負担した市内の介護事業所等に対し当該研修の受講に係る費用の全部又は一部を助成することについて、大館市補助金等の適正に関する規則（昭和62年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護職員初任者研修 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項各号に掲げる研修で、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程に係るものをいう。
- (2) 介護事業所等 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく指定を受け、法第8条第1項の居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）若しくは同条第14項の地域密着型サービスを行う事業所、同条第27項の介護老人福祉施設、同条第28項の介護老人保健施設、法第8条の2第1項の介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）若しくは同条第12項の地域密着型介護予防サービスを行う事業所又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う事業所をいう。
- (3) 介護職員 介護事業所等に勤務する従業者をいう。

(申請者)

第3条 助成金の交付を申請できる者（以下「申請者」という。）は、対象費用を負担した者であって、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 介護職員初任者研修を修了していること。ただし、申請者が介護事業所等の事業主の場合にあつては介護職員が当該研修を修了していること。
- (2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める条件を満たすこと。

ア 介護職員初任者研修修了時に高校生であった者

当該研修修了時において市内の高校に在学していること又は当該研修修了時

において市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記載されていること。

イ 介護事業所等の事業主

(i) 申請日において市内で介護事業所等を1年以上運営していること。ただし、新たに開設された介護事業所等にあつては、申請日において当該介護事業所等に係る事業主が市内で当該介護事業所等以外の介護事業所等を1年以上運営していること。

(ii) 第9条に規定する交付請求の期限の日において法に基づくサービスの提供を休止し、又は介護事業所等を廃止していないこと。

ウ ア及びイ以外の者

(i) 申請日において市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記載されていること。

(ii) 交付申請後、介護職として4か月以上継続して市内の介護事業所等に就労予定であること。

(3) 前号イ及びウに掲げる者にあつては申請日において「市税・国民健康保険税」を滞納していないこと。

(助成対象費用)

第4条 助成の対象となる費用（以下「対象費用」という。）は、介護職員初任者研修に係る受講料及び教材費（分割払いの手数料や修了評価不合格者の追試等に係る費用は除く。）とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象者1人につき、対象費用に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、60,000円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、介護職員初任者研修課程修了時に高校生であった者については、対象費用の全額（その額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を助成するものとする。

(交付申請)

第6条 申請者は、次に掲げる書類を添えて、大館市介護職員初任者研修受講者支援事業助成金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。この場合において、介護事業所等の事業主以外の申請者が個人情報の利用に係る同意書（様式第2号）を提出したときは、第3号の住民票及び第4号の市税に未納が無いことを証明する書類の提出を省略することができる。

(1) 介護職員初任者研修修了証明書の写し

(2) 対象費用の領収書の写し（受講料等についてクレジットカード会社を介して分割等の支払契約をした場合には、介護保険法施行令（平成10年政令第41

2号)第3条第1項第2号に規定する介護員養成研修事業者が発行するクレジット契約書の写し)

- (3) 住民票の写し。ただし申請者が介護事業所等の事業主の場合にあっては、市内で介護事業所等を1年以上運営していることを証明する書類又はその写し(新たに開設された介護事業所等にあっては、事業主が市内で当該事業所等以外の介護事業所等を1年以上運営していることを証明する書類又はその写し。)
- (4) 申請者が高校生以外の場合にあっては、申請者の「市税・国民健康保険税」に滞納がないことを証明する書類
- (5) 申請者が高校生の場合にあっては、学生証等在学を明らかにする書類の写し
- (6) 申請者が高校生、介護事業所等の事業主以外の場合にあっては、就労開始日が確認できる書類又はその写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する交付申請書の提出期限(以下「申請期限」とする。)は、当該研修を修了した日の属する年度の翌年度までとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、予算の範囲内において助成対象者を決定し、大館市介護職員初任者研修受講者支援事業助成金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付申請の変更及び取下げ)

第8条 申請者又は助成対象者は、第6条の規定による申請内容について変更が生じたときは、大館市介護職員初任者研修受講者支援事業助成金交付申請変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、大館市介護職員初任者研修受講者支援事業助成金交付申請変更承認書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

3 申請者又は助成対象者は、第6条の規定による申請を取り下げようとするときは、大館市介護職員初任者研修受講者支援事業助成金交付申請取下書(様式第6号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(交付請求)

第9条 助成対象者は、第6条の規定による申請を行った日の属する年度(以下この条において「申請年度」という。)の3月31日までに大館市介護職員初任者研修受講者支援事業助成金交付請求書(様式第7号)を市長に提出するものとする。対象者が高校生、介護事業所等の事業主以外の場合にあっては、介護事業所等が発行する就労証明書(様式第8号)を添えて、市長に提出するものとする。

- 2 前項の場合において、市内の介護事業所等への就労期間が申請年度内に第3条第2号ウ（ii）に定める期間に達しないときは、前項に定める書類のほか、就労継続誓約書（様式第9号）を市長に提出しなくてはならない。

（実績報告）

第10条 前条第2項の規定により就労継続誓約書を提出した助成対象者は、市内の介護事業所等への就労期間が第3条第2号ウ（ii）に定める期間に達したときは、大館市介護職員初任者研修受講者支援事業就労期間実績報告書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- （2） 助成対象者の責めに帰する事由によりこの要綱の規定に違反したとき。
- （3） 第7条の規定により助成金の交付の決定を受けた後に第8条第3項の規定により助成金の交付申請を取り下げたとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消すときは、その旨を大館市介護職員初任者研修受講者支援事業助成金交付決定取消通知書（様式第11号）により助成対象者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の場合において、当該取消しに係る部分について交付済みの助成金があるときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。